

## 平成26年度第3回下野市子ども・子育て会議 会議録

項 目	内 容
会議名	平成26年度第3回下野市子ども・子育て会議
開催日時	平成26年10月20日（月）午後1時30分～3時40分
開催場所	下野市保健福祉センターゆうゆう館 会議室
出席委員 (敬称略)	伊崎 純子（会長） 土屋 友里恵 伊藤 弘子 人見 哲樹 桑田 智子 早川 智久 佐藤 麻矢子 内木 大輔 小倉 庸寛 砂岡 榮子 大越 悦子
欠席委員 (敬称略)	下山 千恵子（副会長） 黒須 智子 藤川 智子
事務局	小口健康福祉部長 篠崎社会福祉課長 山中健康増進課長 こども福祉課：若林課長 関課長補佐 古口主幹 増山副主幹 川俣副主幹
	コンサル：（株）ジャパンインターナショナル総合研究所 まちづくりプランナー 鈴木 温子
傍聴者	1名
会議次第	1 開 会 2 会長あいさつ 3 議 事 （1）策定スケジュールの変更について （2）新計画の素案について （3）その他 4 その他 5 開 会

配布資料	資料1 委員名簿 資料2 策定スケジュール 資料3 新計画素案
------	---------------------------------------

## 1 開 会

## 2 会長あいさつ

伊崎会長：

私たちが話し合ってきた内容も随分形となって見えてまいりました。事務局のご尽力で、皆様のご意見はできる限り反映させてまいりましたけれども、何かしら漏れがあるかもしれません。ご提案、ご発言で漏れがあるようでしたら、ぜひ、どのような文言にしてここに載せていくかという部分も含めて、建設的なご意見を頂ければと思います。今日もどうぞよろしくお願いいたします。

## 3 議 事

会議条例第6条第1項の規定により、伊崎会長が議事進行

伊崎会長：

議事に入る前に、会議録署名人を指名させていただきます。会議録署名人につきましては、資料1の名簿順にお2人ずつ指名としていましたが、まだ指名させていただいていない小倉委員、大越委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

本日は、前回までの議論を受けまして、新計画の素案をご提案いたしますので、活発な議論をお願いいたします。

### (1) 策定スケジュールの変更について

伊崎会長：

それでは、議事に入ります。「(1) 策定スケジュールの変更について」を議題とします。事務局から説明いたします。

事務局が資料2に基づき説明

伊崎会長：

ただいま事務局より説明がありました。この件につきまして、ご質問などがあればお願いいたします。ご発言の際は、挙手をお願いします。先にお名前をおっしゃってから、ご発言ください。いかがでしょうか。

発言者なし

伊崎会長：

では、スケジュールは若干遅れ気味ですが、1月に間に合うようにという形で進めさせていただきます。

それでは、次の議題に移ります。

## (2) 新計画の素案について

伊崎会長：

「(2) 新計画の素案について」を議題とします。前回の会議での議論を受けて、事務局で新計画の素案をご提案します。皆様の活発な議論を展開していただければと思います。まずは、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局が資料3に基づき説明

伊崎会長：

ただいま事務局より、新しい計画名「子育て応援 しもつけっ子プラン」の全容の説明がありました。今から2つに分けて、ご意見を伺いたいと思います。1つ目は、前回までの議論を踏まえて修正等を施しての提案を頂いた第1章から第3章に関してです。こちらまでで、ご意見を頂いて、その後、本日、詳細をご説明いただきました第4章以降というように進めていきたいと思います。

まず、第1章「計画の策定にあたって」から、第3章の「基本理念」までで、ご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

発言者なし

伊崎会長：

それでは、修正いただいた部分を、皆様ご確認いただいたということで、こちらはそのまま引き継いでまいりたいと思います。

では、第4章「子ども・子育て支援事業計画」の部分です。国や県からの指示や調整等で修正される部分が出てくるかとは思いますが、ご意見、ご質問がありましたら、挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。

小倉委員：

第4節の「①利用者支援事業」の新事業で、窓口1カ所の設置予定場所は、新庁舎でしょうか。

事務局：

27年度はまだ新庁舎に移行していませんので、こども福祉課に設置できればと考えています。新庁舎開庁後は、新庁舎のこども福祉課で対応できればと考えているところです。

小倉委員：

窓口を設置するだけでは、この事業を本当に行っているというのはどうなのかなということと、専任の職員を配置するのかしないのかというところは、今のところお考えはありますか。

事務局：

この制度に関する国の通知では、いろいろな研修を受講するなど、要件的にも結構ハードルが高いようなところもあるのですが、もし確保ができるのであれば、現在の職員とは別枠で設置できればと今の段階では考えているところです。

小倉委員：

ありがとうございます。そのようになることを望んでいます。窓口が1つであること、そこで全てワンストップで済むということは、子育てをするお母さんとか、下野市で子どもを産もうとしている妊婦さんにとっても、大変便利になるのではないかと思います。希望ですが、分かりやすい事業名にさせていただければと思います。保育コンサルジュという名前は、今は浸透しているのかどうか分からないですけれども、「利用者支援事業窓口」と書いてあっても、何のことか分からないと思います。ぜひ、お母さんたちに分かりやすい事業名、窓口であってほしいと考えます。

続いて、「③放課後児童健全育成事業」ですが、国分寺東小学校の学童保育室を整備するということは、いつ決まったのでしょうか。

事務局：

この計画の中で、示されています。

小倉委員：

まだ計画段階ですか。決定ですか。

事務局：

学童保育室整備に当たっては、国と県の補助を頂いています。県に確認しましたら、子ども・子育て支援事業計画書に載せてないと、国と県の補助は出ないということでした。国分寺小学校と国分寺東小学校の学童保育室は前から整備を予定していましたので、この計画に改めて載せさせていただきました。

小倉委員：

この学童保育を整備するという計画は、子ども・子育て会議の中では諮られないのですか。

設置する設置しないは事後報告というか、結果報告ですよ。

伊崎会長：

素案段階ですので、この会議で本日検討するものだと私は把握しています。これは素案で、あくまでも事務局のご提案なので、報告ではありません。

小倉委員：

報告ではないですね。決まってしまうては、誰が決めたのか分からなかったの。ここで決めるのですね、分かりました。

国分寺小学校地区の学童保育についても書いてありますが、大体 40 名くらいの定員規模が望ましいというのも国で示していて、国分寺小学校もそういうわけで大変な事業になっています。この計画を実施するのであれば、国分寺東小学校の学童保育室を整備するときも、そのことも頭に入れて計画しなければいけないと思います。新しくつくってみたら、70 人にも 80 人にもなってしまったというのでは、元も子もありません。「東児童館の学童保育室を廃止し」と書いてありますが、本当に廃止するのか、それとも残して、国分寺小学校のように半分ずつ預かって、適正な人数で運営するのかということがあるので、ここで廃止と言いつつ切ってしまう方がいいのかなと思います。ある程度、余裕を持たせておいた方がいいのか、それともニーズ量を把握すると必要ないのか。東小の学童保育室を 40 人でつくって、それで十分足りるということであれば、廃止になると思うのですが、その辺はもう一度細かくご提示いただいて、ここで決めていいというのであれば、それがいいのかなと思います。

伊崎会長：

では、そこの件について確認したいと思います。見込みの量と確保の内容で、人数だけを比較するならば、この実施箇所数でいけそうな感じで、廃止と整備という形になっていると思いますが、いかがでしょうか。その点をお願いします。

事務局：

計画に記載されている量の見込みと確保の内容は下野市全体の数です。各小学校区での現在の利用人数と 31 年度の利用推計から計算して、それを足して全体の量の見込みを出しています。

ですので、全体では足りているのですが、30 年度、31 年度に足らなくなってくる学区があります。国分寺東小学校区を個別で計算しますと、利用者が現在 30 人くらいですが、今後はそれよりも多くなる見込みで、40 人を超える場合に 2 教室に分けられるような保育室を整備していけたらと思っています。

小倉委員：

実施箇所数が 14 カ所になっているのは、国分寺地区で 1 つ増やすということですね。分

かりました。

伊崎会長：

今回、いわゆる学童保育の部分が大きな変更点になっているかと思われます。あと、ここにプラスで幼稚園の預かりも含まれていると思いますし、また、放課後子ども教室が、総合プランとして相互の利用をしていく形になっていくので、ここの人数はふたを開けてみないと分からない部分もあるかと思います。

表の「②確保の内容－①量の見込み」の数が平成30年度から極端に100人以上も多いように見えますが、多分、学校別での計算では、どこも過不足ないというよりも、どこかきつと余ると思うのです。ぎりぎりの所は、入所したい人が希望したら何とか全員入所できるような形での人数なのではないかと思います。

では、学童のところはよろしいでしょうか。では、小倉委員、先ほど言いかけていたと思いますので、お願いいたします。

小倉委員：

38ページの「⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業」と「⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」の新規事業です。まだはっきり示されていないことですが、この2つは必ず行っていくという考え方で大丈夫でしょうか。⑫は保育園・こども園の実費徴収の補助という考え方の補助金というか給付だと思いますが、これを行うのかということ。⑬は、NPOや株式会社がこの事業に参入するのを拒まないということになっているので、そういった業者さんが入ってきても大丈夫だというような事業かと思うのですけれども、その確認です。

事務局：

⑫、⑬の事業の事業内容は「必要に応じ」という書き方になっています。そのときの状況を見て判断をしていきたいと考えております。

小倉委員：

⑬は株式会社やNPOが保育事業に参入することを促進するための事業ですが、それも必要であれば入れていく、必要がなければ入れないということですか。

事務局：

量の見込みと確保策の表を見る限りですと、今のところは必要ないのではと思っています。

伊崎会長：

この件につきましてはいかがでしょうか。私が見た感じでいくと、30ページの保育事業量の見込みと確保の部分でマイナスが出ているのは、27年度の0歳のみです。単年度ですから、新しく何か新規で事業者に来ていただくというよりは、現在あるものを活用、そこで

多少人数を応援できるところをしていただく。あるいは認可外で単年度を少しフォローしていただいてというような形で済むのではないかと考えております。ですので、下野市は現状をほぼ踏襲する形でいけると見ております。

では、小倉委員以外からもご意見を頂きたいですけれども、いかがでしょうか。

内木委員：

35 ページの「⑧一時預かり事業（預かり保育）」の「その他」は「育児ママ・パパリフレッシュ事業」も込みでの数値となっていますでしょうか。51 ページで、「育児ママ・パパリフレッシュ事業」として、かなり大幅に見直していただいて、新規でサービスが拡充されるので、とても素晴らしいことですが、もしこうなった場合に、見込みの量が恐らくかなり大幅に伸びるのではないかと思います。その辺を含めての量の見込みなのか、それとも含んでいないのかというところで、お聞きしたいのが1点です。

あと、質問ではありませんが、先ほどの学童保育で、薬師寺幼稚園が認定こども園に移行する上で、少し問題になるかなと思うのが、現在、園児が帰ったあとの教室で学童を受け入れているので、それが認定こども園となって、4時ぐらいまで園児がいるようになった場合に、どのような形で学童を受入れをしようかなという、どれくらい2号認定に移る園児がいるかでも変わってくるのですけれども、その辺りの困ったなところも、少し学童の先生と話をしていたので、整備の補助が出るなら計画に載せなければということがあったので、施設の改装等で可能なことがあるのかなというところをお聞きしたいと思います。会議室も考えられなくはないのですけれども、やはり改装が必要になってくるのかなという感じがしました。

伊崎会長：

2点ですね。まず育児ママ・パパリフレッシュ事業の需要が増えるので、その分が見込まれているかどうかというのが1点。もう1点は、幼稚園がこども園になったときに、現在は幼稚園の放課後に教室を使って学童を預かっているけれども、こども園になったときには、その教室が学童用に使えないのではないかとということですね。その辺を考えているのかというご意見でよろしいでしょうか。

では、よろしくお祈いします。大切なことだと思います。

事務局：

最初の「育児ママ・パパリフレッシュ事業」です。一時預かり事業のその他事業では、当初のニーズ量調査では1万5,000人程度というお話をさせていただきました。25年度の実績が4,000人超ということで、27年度については4,300人という数字で確保もできるという内容ですが、保育室面積等から単純に確保できるかという見込みを出したときには、1万3,000人超の確保ができるような数値が出てきます。ですので、ふたを開けてみないと何とも言えない部分があるかもしれないのですが、確保ができるだろうと考えています。

伊崎会長：

今の回答が、回答なのか分からないところがあります。今の説明は 35 ページのところの「⑧一時預かり事業（預かり保育）」に関する説明かと思うのですが、幼稚園での預かり保育プラス学童の放課後なので、今のお話だと、幼稚園に日中に行っているお子さんが放課後だけ保育所の一時預かりを利用するというようなお話になりますか。

内木委員：

2つ質問ありまして、1つはママ・パパフレッシュ事業が1歳未満から3歳未満まで延びるので、その量の見込みとして、27年度から4,300人というのは少ないのではないかなというのが1つと、もう1つが、今言っていた学童保育に関することです。

小倉委員：

満3歳から幼稚園なので、幼稚園ではママ・パパフレッシュは預かれないです。認定こども園か保育園でしか預かれませんが、しかも、一時預かりしている施設しか預かれないということなので、キャパシティ的に、今現在でも、保育所を考えているのですか。

事務局：

保育所のほうでという考えです。

小倉委員：

保育所も、そのママ・パパフレッシュ一時預かりを受けていない施設も、これから受けていくということですか。

事務局：

私立の保育園で、受けていくというような形を考えています。

内木委員：

1万3,000人は納まるからということですね。

事務局：

納まるのではないかと考えています。

事務局：

ご参考までに、現在の育児ママリフレッシュは、約年間500人くらいの出生があって、利用の申請をされる方が2分の1の250人くらいです。その中で、25年度実績では、利用件数が425件です。

内木委員：



ありがとうございます。425件ということは、それが3倍になったとしても1,000幾つというような感じということですね。そうすると、1万3,000人でカバーできるということを考えると、確かに十分かなと思います。ありがとうございます。

伊崎会長：

もう1点、学童の件ですね。

事務局：

幼稚園の学童で、卒園された方がどのくらい利用されたか分からないのですが、公立の学童は、夏休みの人数と通常の人数を足して一番多い人数で量の見込みを出していますので、余裕を持って量を見込んで、確保をさせていただいています。

内木委員：

なかなか難しい問題だというのは重々承知しています。ただ、やはり夏休みも、今、薬師寺幼稚園に60、70人来ます。8月の最後の週で慣らし保育が始まると、朝から幼稚園に全員来ていて、かつ学童も70人くらい来てしまって、居る教室がない状態です。それで、公園とかを使ってやっているのですけれども、雨でも降ると、子どもが遊べないというようないろいろな問題が出てくるので、そういったところも考えて、幼稚園も学童保育も質の充実ということで、少し整備のほうを考えていただけると助かるなというような思いはあります。

伊崎会長：

今のご意見についていかがでしょうか。1回計画を出してしまうと、多分止まらないと思うのですね。今の話とか、必要に応じて検討みたいなことは可能でしょうか。

小倉委員：

放課後子ども総合プランを読ませていただくと、幼稚園など逆に利用したほうが良いというような考え方に見えますね。市だけで受け入れないで、要は逆に、内木委員の施設は、認定こども園になると保育室がなくなるから、学童保育をやめなくてはいけなくなるかもしれないという計画ですけれども、逆を言えば、認定こども園になっても、保育室がそれでも余っているという幼稚園があったとすれば、そういう所で学童をやってもらおうという、そういうお考えはあるのかということです。そういう施設を使えば、差し引きゼロになるのではないかな。そういった考えも、含めて入れておくという考え方もあるのかなと思います。

事務局：

放課後健全育成事業は、国・県の補助を頂いて実施している事業で、その補助を頂く際の条件でやっていただけるのであれば、実施していただいてもと思います。かなり厳しい基準で、開設日数が250日以上で1日8時間以上の開設となっていて、8時間以上の開設は、放課後から帰って来ると無いのかなとは思いますが。市ですと、19時まで預かっているのです

が、1日の平均時間は一日6時間を超えて、18時を超えて預かるとか、土曜も開設するとかの縛りがかなりあります。

また、前回会議で学童保育に関する基準等の条例を提案させていただいて、議会でも可決していただきましたが、その基準を満たすものでないと、学童保育として国・県の補助に該当しません。条例では、保育室は一人当たり1.65㎡以上、1つの保育室は40人くらいにするとか、お父さんやお母さんが働いていないとお預かりできないという、保育園と同じような縛りがあります。指導員については資格のある方か経験等ある方というのが、今回の条例の中で決まっています。条例に合致するのであれば、国・県の補助に合致した、放課後健全育成事業の学童保育クラブとして、運営していければいいのかなと思っています。

開設250日以上、土曜日開設、台風の翌日に学校が休みの場合は預かるとか、幼稚園の卒園生だけではなくて、ほかの小中学校区のお子さんを受け入れていただくとか、一番は、お父さん、お母さんがお勤めしていて、おうちにいらっしやらない、保育できないお子さんをお預かりするということになりますので、そういった条件がクリアできれば、民間の方でやっていただければありがたいです。

内木委員：

ありがとうございます。条例をまだ詳しく見ていないので、拝見させていただいて、今後考えていきたいと思っています。やはり、保護者のニーズはすごく高く、幼稚園に迎えに行っても学童に行くというのは、働いている方にとっては結構負担のようで、兄弟での利用というのが、下の子が幼稚園を出ているから、その幼稚園での学童を使おうという方が多くて、どちらかという、質の向上をして、使い勝手のいいサービスを検討していきたいと思っていますので、今後、検討いただければと思います。よろしく願いいたします。

伊崎会長：

ありがとうございます。今の話を聞いていると、幼稚園・こども園プラス学童保育は難しいなというのはありますが、いろいろなお母さんが使えるよう、選択肢が多いほうが確実にいいと思うので、どのようにしていけばいいのかわかりませんが、また知恵を出し合っていければと思います。ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

佐藤委員：

基本的に、保護者の方にしっかりと支援ができる体制をつくっていただければいいなと思います。お二人がいろいろ細かく指摘と質問していただいているので、私は特にないのですけれども、いろいろな面で、子どもたちをしっかりと支援していかなければならないなと思います。保護者等への多種多様なサービスが広がっていくことを改めて感じています。

伊崎会長：

ありがとうございます。第5章の育児ママ・パパリフレッシュ事業以外のところ等で、気

になる点、ご意見、ご質問がありましたらお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

土屋委員：

46 ページの新規の「放課後子ども教室」の事業内容について、「安全で安心な居場所（「学校の余裕教室等を活用）」と書いてあるのですが、現在、学校の余裕教室はあるのでしょうか。私の感覚では、空いている教室はないような気がするのです。その点につきまして、よろしくをお願いします。

事務局：

国の放課後子ども総合プランというプランがありまして、共働き家庭の「小1の壁」を打破するとともに、時代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後を安全・安心して過ごせるようにとの国の方針がありまして、文部科学省、厚生労働省、内閣府の3大臣連名で推進に関する通知が来ています。放課後子ども教室は、教育委員会で実施するものなので、生涯学習課で調査検討するということが計画に掲載していますが、教育総務課、学校教育課、学校等とのお話になると思います。こういった事業を積極的にやってくださいということですので、どういった放課後の利用の仕方ができるかということも31年度に向けて生涯学習課で研究していきたいという事業です。

土屋委員：

現在はどのようなのですか。

事務局：

空き教室があるかどうか、実際にどこの学校というのは把握していないのですが、子どもがだんだん減ってきてまして、授業に使われていない教室というのは確かにあります。ただ、その教室も何にも使っていないかということそうではなくて、特別教室として使っていたり、保護者のミーティング室、いろいろな会議等で使っていたりということで、ほとんど使っている状況ではないかと思っております。

国では放課後の学童保育室と子ども教室には余裕教室等を活用するようにと打ち出していますが、学校の理解が得られないと、セキュリティの問題等があり、なかなか難しいのではと思っています。学童保育は、お母さんとかお父さんがお仕事をされていて保育に欠ける状態のお子さんを預かるのですが、放課後子ども教室はすべてのお子さんを対象にしている、放課後にいろいろな活動をしたり、お勉強をしたりという事業で、生涯学習課と連携を取りまして、ぜひ取り入れていけたらなと思っていますところ。

土屋委員：

ありがとうございます。全員が対象になるということは、授業数としてみなされないけれども、放課後、なるべく全員が参加するという形になるのでしょうか。

事務局：

これは、全員ということではなくて、希望を募るとか、そういった状態ではないかと思えますので、そこは検討していきたいと思っています。

伊藤委員：

今のお話で質問です。子ども教室は、学校の先生が対応されるのですか。それとも学童保育のように、別に指導員がいて、その方が対応するのでしょうか。また、子ども教室とは別に、別の部屋に学童の子どもたちもいるわけですね。交流はあるのでしょうか。

伊崎会長：

全国的な部分だけでお話すると、放課後子ども教室は、放課後に、例えば、勉強会、土曜寺小屋教室、大学生のボランティアに教えてもらうとか、あるいはおじいちゃん、おばあちゃんの手を借りて昔のふるさと遊びを経験しようとか、いろいろなイベントがあって、来たいお子さんが来るような感じの教室です。ですので、学童のお子さんが学童からそこに連れ立っていらっしゃっても構わないし、学童とは全く無関係で自宅に1回帰っていらっしゃってもいいし、学校に残ってそのままいらっしゃる方も多分いるので、全ての子どもが対象です。全ての子どもが対象ですが、決して強制ではありませんので、公園に行くと友達がいるような感じで、何かイベントをやっているのが学校ですよということです。ですので、子どもたちがそこに連れ立っていけば、大人の目のあるところで安心安全に遊べるではないか、何かしら学べるじゃないか、体験ができるじゃないかというのがこの子ども教室です。

下野市も同じ考えでよろしいですか。

小倉委員：

学校の先生ではないですね。学校の先生はそこに関わらないはずですが。専門の人を誰か雇うか、もしくは学童保育をやっている指導員が兼務するという場合もあります。各地区でやり方がいろいろあると思うのです。東京とかに先行事例でやっている市区町村があるのですが、学童保育の指導員というか、支援員が兼務しているケースが多いかなと思います。

伊崎会長：

今の件ですが、46 ページ「放課後子ども教室」で、下野市の計画として、「学校の余裕教室等を活用」の記載はなくてもいいのかもしれないということですね。今の感じだと、余裕教室はないだろうと。

事務局：

問い合わせたわけではないので、詳細は把握しておりません。

伊崎会長：

では、5年後はもしかしたらできるかもしれないでしょうか。では、取りあえずこの文言

はそのまま残すことにしたいと思います。ほか、いかがでしょうか。

砂岡委員：

42 ページの「予防接種への助成」で、具体的にどのような予防接種に助成が受けられるかということをお聞きしたいと思います。確か、私が前にインフルエンザのお話をしたと思うのですが、インフルエンザは可能になったのでしょうか。あと、今、子宮頸がんのワクチンが中止になっていると思うのですが、そういうことを教えていただきたいと思っています。

事務局：

健康増進課の担当に伺ってまいりますので、お時間を頂いてよろしいでしょうか。

伊崎会長：

では、その件については、また後ほど、確認をしていただきます。では、予防接種以外の点ではいかがでしょうか。

小倉委員：

52 ページの「幼稚園における地域開放の実施」ですが、幼稚園と認定こども園と一緒にかなど。一緒というか、認定こども園も地域開放をやってほしいなど。ここには、幼稚園・認定こども園と入りませんか。

55 ページの「障がいのある子どもへの支援」も、認定こども園も入っていますよねという確認です。認定こども園の幼稚園部分の子ども、1号か2号かで変わると思うのですが、認定こども園では預からないのかなと思わないかなど。文言を、認定こども園と入れてほしいなど。

58 ページの第2節の中に、下野市の幼稚園・保育園・認定こども園にして、「等」を入れなくていいのかなど。結局、(2)でも「学校・幼稚園・保育園等」で、等で片付けられてしまうのではと思うと、悲しいなと思っていたところでございます。

伊崎会長：

58 ページに関しましては、全て入れるようになると、とても大変なことになりそうな気がしますけれど、何かしら考慮しなければいけなかったのかと思います。ただ、もしそれを羅列しないという方向とすれば、「教育機関・保育施設」あたりでしょうか。「(2) 教育機関・保育施設の役割」でよろしいですか。これで全て含みますか。

小倉委員：

どちらかにしていただきたい。入れるか、入れないかにしていただきたい。

伊崎会長：

特に他意はなく、認定こども園が入っていなかったと思いますので、その辺はご勘弁ください。今、幾つか出ましたが、52 ページですね。

事務局：

52 ページの「幼稚園における地域開放の実施」は、現在私立幼稚園で実施されている子育てランド事業の幼稚園の園舎と園庭の開放のことです。県文書学事課から補助を直接施設へ、市からの補助を直接施設へという形で申請していると思います。認定こども園事業の県の言い方も微妙で、幼稚園は新制度に移行した幼稚園も幼稚園と言っているのか、新制度に移行しない幼稚園を幼稚園と言っているのかで、幼稚園には来年度も補助します、来年度も子育てランド事業をやりますと言っているのは、どちらを指しているのだろうかというのが微妙な感じですが。ただ、認定こども園でやっていただければ、ありがたいと思います。実際に、認定こども園になっても、幼稚園さんはこれを続けられるのではないかとは思っているのですが、入れることによって何か支障があるようであればあれなのですけれども、入れても大丈夫ということに対しては、こちらに入れてもいい感じですか。

小倉委員：

はい。大丈夫です。

事務局：

ただ、子育てランド事業は、県と一緒に共同でやるので、新規の認定こども園になるところが、子育てランド事業に該当するかどうかというのは、今見えないのですけれども、それでもいいでしょうか。それでは、載せ方について検討したいと思います。

あと、先ほどご指摘のあった、58 ページの、学校・幼稚園・保育園等で認定こども園がないというのは、どちらかの形で載せたいということで考えております。

小倉委員：

障がい児もそうです。

事務局：

障がい児もそうですね。はばたき支援も、一応県のほうではやりますということで、会議が終わった後におっしゃっていたのですけれども、それが、新制度に移る認定こども園も対象なのか、新制度に移らない幼稚園だけが対象なのかというのが今見えないので、だから新制度のほうだと、障がい児の補助ということで単価に乗せてきたりするので、それで両方から出たらどうだろうという意見が、確かQ&Aとかに載っていた気がするのですが、その辺は多分これからの整備なのではないかと思えます。幼稚園における特別支援事業の充実、これははばたき支援なのですけれども、保育園でも同様に新制度のほうには、施設給付費の単価としてあげられるのではないかとこちらでは解釈しております。だから、はばたき支援とは重複しないのではないかと個人的には思っているのですけれども、これから県のほうで詳しく

分けていくのではないかと、今の段階では思っております。

伊崎会長：

先ほどの予防接種の件をお願いします。

事務局：

現段階では、インフルエンザ予防接種への助成はしていません。子宮頸がんワクチンでは、いろいろありましたので、接種の勧奨はしていません。ただし、接種をしたという方については全額助成している状況で、ほぼいないのですが、たまに1人、2人いらっしゃるようです。

この会議の中で予防接種への助成をというご意見がありましたので、今回、新規で追加させていただきましたが、今後につきましては、57 ページをご覧くださいと思います。この図で、PDCAを回していきますというお話が載っています。今回はあくまでもこの計画のPの部分で、来年度以降、実行していくわけです。その中で今後、点検もしていきますので、まさにこの会議の中で、この計画が着々と進んでいるかどうか、あるいはどんな検討をしていったのかをチェックしていくという形になります。次世代育成計画と同じように、1年間どんなことをしてきたかということについて、事務局で一覧表をつくり、この会議の中でご審議いただき、ご意見を頂くという形です。最後に、それを受けて、各課に戻って見直しをしていくという形です。

例えば、予防接種について27年度何も検討しないということであれば、検討するようになるわけ、現在はこういった表現になっていますが、今後については進捗管理するよう進めたいと思います。

伊崎会長：

ということで、これからぜひ頑張ってインフルエンザ予防接種への助成も進めていければいいのですが、財政的な問題もあるかもしれませんので、その辺も含めて、今後整備していきたいと思います。

第6章推進体制のところに入ってまいりましたが、今まで第1章から見てまいりまして、これで最後のところになります。第6章までのところで、ご意見等ございましたらお願いいたします。

早川委員：

企業の立場で、どのようになっているのかお聞きしたいのですが、54 ページのワーク・ライフ・バランスの実現で、10月23日に私どものほうに県小山労政事務所の方がいらっしゃるようになってきました。また、栃木で企業が宣言する「いい仕事いい家庭つぎつぎとちぎ宣言」があります。下野市に栃木県の政策が反映されているところだと思いますが、何かこのところで連携がありましたら、お願いいたします。

事務局：

前回の計画では、企業あるいは労働者の方への周知をばらばらにやっていたのですが、今回、総合政策課が窓口になって、一本化してこの計画にかかわるという形になりました。総合政策課では男女共同参画の計画を作っていて、その進捗を管理しています。かなり強力に庁内で推し進めている状況と認識しています。そんな中で、今回、啓発紙に早川委員の会社を掲載させていただきありがとうございます。私どもも、どこまでできるかというのは、正直、企業相手ではあるのですが、市としては総合政策課が中心になって、いろいろ働きかけをさせていただいています。栃木県との連携ですが、次世代育成の中で認定を受けた企業のうち、特に次世代育成支援対策の実施状況が優良な企業に対する新たな認定制度が始まるというお話がありますので、総合政策課の窓口、あるいは私どもが一体となってやっていければとは考えております。

伊崎会長：

その他、いかがでしょうか。では、まだご発言いただけていない方に一言。感想だけでも結構です。お願いします。

桑田委員：

今まで話し合ってきたことが盛り込まれているなど思ったのですが、42 ページの「初期対応のための『家庭の医学』の推進」と「乳幼児の事故防止」は同じことを言っているのではという気がしました。すっきりまとめられたらいいのかもしれないと思いました。あとは、何となく項目が時々、あっち行ったりこっち行ったりしているような気がします。相談だったら相談でまとめてほしいとか、そういう感じで見させてもらいました。多分、体裁を整えるときに、いろいろ変わってくると思うのですが、そういう感想を持ちました。

伊崎会長：

42 ページの5番と7番に関しては、同じように乳幼児健診時に配付する冊子なので、冊子も1冊なのか2冊になるのか3冊になるのか、確かに不明瞭ですね。この辺りも、今後、検討させていただきたいと思います。

人見委員：

素案ということで、今後、こういった修正が入ってのダイジェスト版ということだったので、全般的なことで、小倉委員からあった事業名称は、やはり一般の方々がぱっと見てすっと落ちるような名称をダイジェスト版で表現できれば、何をしてくれるのかが見えていいのかなと思っています。

大越委員：

本当に、ここで検討されたものが事業として具体的に出されていますので、それを実際に



どのようにやっているかというところで、自分が関係した組織と連携を図りながら進めていただければなと思いました。ありがとうございました。

伊崎会長：

では、最後にこれだけは言いたいということがございましたらどうぞ。

発言者なし

伊崎会長：

本日も長時間にわたり、ありがとうございます。それでは、幾つか修正はあるかと思いますが、今回出していただいた素案につきまして、おおむね了承ということでよろしいでしょうか。

委員一同「異議なし」

伊崎会長：

ありがとうございます。それでは、そろそろこの議題を終了いたします。

### (3) その他

伊崎会長：

(3) のその他に議事を移したいと思います。事務局から何かございましたらお願いします。

事務局：

特にありません。

伊崎会長：

それでは、以上で、本日も長時間お疲れさまでございました。議事を終了させていただきます。活発なご意見、ありがとうございました。

## 4 その他

事務局：

伊崎会長には長時間にわたる議事進行、大変ありがとうございました。

それでは、次第の4の「その他」に移りたいと思います。

次回の会議でございますが、主に今後予定されておりますパブリック・コメントでの市民の皆様からのご意見の内容につきまして、ご検討いただくこととなります。日程につきまし

ては、スケジュールどおりにいきますと、来年2月ごろを予定しております。日にちにつきましては、会長と相談させていただきまして、早めに皆様にお知らせしたいと考えておりますので、ご出席をよろしくお願ひしたいと思ひます。

## 5 閉 会

会議の経過を記載し、相違がないことを証するためにここに署名する。

平成            年            月            日

会 長

署名委員

署名委員